

第10回 第八次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日時	令和2年9月17日（木曜日）午後7時～午後9時00分
場所	会議棟 第6会議室
出席委員	杉野委員、安田委員、外池委員、渡瀬委員、池田委員、奥田委員、野口委員 田口委員、水落委員、岡田委員、境委員、吉田委員、中山委員
欠席委員	鈴木委員
事務局	地域振興課長、消費・共同参画係、ジャパン総研
会議の種別	公開
傍聴者数	0名
会議次第	別紙のとおり
事前配布	・第三次東大和市男女共同参画推進計画（素案） ・第三次東大和市男女共同参画推進計画策定に伴う各課調査結果一覧 ・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度年次報告書について（答申）（案） ・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度推進状況のまとめ【修正版】

会長挨拶

部長挨拶

1 審議事項

(1) 第三次東大和市男女共同参画推進計画について

会長：それでは、審議に移ります。

事務局：説明の前に本日は、第三次計画策定業務の委託業者である株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所様にも審議会に出席しておりますので、報告させていただきます。

それでは、事前送付資料「第三次東大和市男女共同参画推進計画（素案）」、「第三次東大和市男女共同参画推進計画策定に伴う各課調査結果一覧」及び「表の見方」をご用意いたします。

最初に「第三次東大和市男女共同参画推進計画（素案）」についてですが、概要について御説明いたします。表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。本計画は第1章計画の策定にあたって、第2章東大和市における現状と課題、第3章計画の基本的な方向、第4章計画の内容、資料編の5つで構成する予定です。

44ページをお開きください。ここには施策の体系として、3つの目標に対する課題と施策の方向性が示されており、ここまでは以前にお示しして本日も持ちいただいている第三次推進計画骨子の内容となっております。今回の推進計画（素案）は、「取組の方向性」「施策」「施策の取組」「主な事業」「担当部署」「市民・事業者に期待すること」を掲載した「第4章 計画の内容」を加えたものであります。

46ページをお開きください。第三次推進計画素案の第4章では、目標1、課題1、施策の方向性の次に、施策の方向性から各施策の取組や主な事業の内容を補完する内容として「取組の方向性」を記載しました。その下に表形式で「施策」ごとに、「施策の取組」「主な事業」「担当部署」を掲載しております。

この「主な事業」につきましては、各課に新計画の体系及び「施策」「施策の取組」を示したうえで、各課において「施策の取組」に寄与する事業や取組等について調査を行い、その調査結果を基にジャパン総研の支援を受けながら事務局でまとめた内容となっております。

別資料の「第三次東大和市男女共同参画推進計画策定に伴う各課調査結果一覧」をご覧ください。この資料には、新計画の「目標」「課題」「施策の方向性」「施策」「施策の取組」と「施策の取組」に繋がる、計画に記載する「主な事業」（案）とその根拠となる「各課から回答のあった事業名」を掲載しております。第三次推進計画（素案）を審議していただくにあたり、「主な事業」から、各課が実際にどのような取組を行うのかをお示しするための参考資料となっておりますので、後ほど御参照願います。

なお、各課から回答のあった具体的な事業につきましては、各年度終了後に策定する年次報告書において、目標や成果内容として報告される内容となることを想定しております。

第三次推進計画（素案）に戻りまして、47ページをお開きください。

本計画初の試みとして、施策の方向性ごとに「市民・事業者に期待すること」についての記載がございます。これは、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の第4条及び第5条に市民及び事業者の責務として、男女共同参画の推進に努めること、男女共同参画施策に協力する責務を有することが定められていることから、それらをわかりやすく示した内容となっております。

第三次推進計画（素案）の概要についての説明は以上となります。

本日は、第三次推進計画（素案）の「第4章 計画の内容」について、御審議いただき、市の策定部会での検討を経て、推進計画（素案）を修正した内容について、次回10月の審議会で審議したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

会長：それでは、第三次東大和市男女共同参画推進計画（素案）の「第4章 計画の内容」について、目標ごとに御意見をお願いしたいと思います。まずは、目標1「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局：それでは第三次推進計画（素案）の46ページをお開きください。目標1「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について御説明いたします。先の説明と重複いたしますが、第3章の施策の体系の通り、目標、課題、施策の方向性が記されており、施策の方向性①「妊娠・出産・子育てに対する支援」には4つの施策が設定されております。それぞれに施策の取組の記載があり、それを実現するための主な事業とその担当部署が記載されております。

一つ目の施策「多様なニーズに応じた保育・子育て支援環境の充実」に関しては、保育課など4課から19事業がこの施策の取組に対応するとの回答が寄せられました。それを主な事業として「保育園・学童保育事業、幼児教育の充実」「延長保育、一時預かり、休日・年末保育、病児・病後児保育の充実」「妊娠・出産・子育てに関する情報提供・相談体制の充実」の3つに集約しています。

その他の3施策の主な事業につきましては、各課が回答した個別事業を各施策の取組に該当する内容に変換して掲載しております。

47ページをお開きください。概要でも御説明しましたが、本計画初の試みとして、施策の方向性ごとに「市民に期待すること」についての記載しております。これらの内容は、結果や成果を検証するものではありませんが、市民・事業者への周知・啓発に力を入れていくべき内容であると考えております。

48ページをお開きください。施策の方向性②介護環境の整備・支援につきましては、第二

次推進計画（改訂版）の取組を継続する内容となっております。

つづきまして、49ページには「市民・事業者に期待すること」といった内容の記載がございます。47ページの「市民に期待すること」に「事業者に期待すること」を加えた内容となっております。

51ページをお開きください。課題3「地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進」ですが、施策の方向性①地域活動への参画促進では、これまで男性の地域参加だけでなく、男女双方の視点にたった地域活動の推進の観点から社会教育・自治会・ボランティア・その他の活動と幅広い取組としました。53ページの施策の方向性②意思決定の場への参画促進につきましては、主な事業として「自治会・地域自主防災組織への啓発」「(市が参加する) イベントの実行委員会への啓発」の2事業を設定しております。

目標1についての事務局からの説明は以上です。

会長: それでは、目標1について、ページでは46ページから53ページまでで御意見がございましたらお願いします。

委員: 46～47ページにかけて、施策が4つあるということがすぐにわかるように番号を振ったほうがいいのではないかと。

「市民に期待すること」を周知・啓発していくということであるが、これは初めてのことであり、具体的にはどのように取り組んでいくのか。

事務局: 施策には番号を振るようにする。

また、「市民に期待すること」の周知方法については、計画が策定されたことの公表と合わせ周知をしていくことから始め、年次報告や男女共同参画に関するイベント等の機会に広めていきたい。

委員: 「市民に期待すること」は、他市町村で行った結果効果があったためにジャパン総研の方から勧められたのではないかとと思われるが、他市町村でも実施されているのか。

ジャパン総研: 実際、市民の目に触れさせていくことは難しい。男女共同参画は一人一人の考え方を変えていかないと推進していくことができないため、あらゆる手段を用いていかなければならず、その1つの手段として計画に盛り込んでいく市町村が増えている。作成予定である8ページくらいの簡易な概要版により、一人一人の目にとまり考えるきっかけになるのではないかとということでご提案した。意識の問題であるため結果の検証は難しいが、計画見直しの際のアンケート等により効果検証をすることになると思う。

事務局: 計画の見直しの際には、何らかの手段で検証できるようにしたい。また、企画課で市民意識調査を行っているため、こちらでの検証も考えている。

委員: 第三次計画は第二次計画に続き策定するものと考えてよいのか。第三次計画で実施することの効果をもどのように判断するかが見えない。挙げられた施策を実現するようにどう方向付けられ、目標としてどのようなものを設定するのかがわからない。「市民に期待すること」もすでにチェックマークが記入され、道徳的な当たり前のことが記載されているが、これを読んだ市民が具体的にどのような行動を実践するのかが見えない。第二次計画にあるような数値目標や実施する事業等は今後入れていくのか。

事務局: 「市民に期待すること」は、計画の推進とは分けて考えており、あくまでも計画の本質としては、施策の取組として主な事業を行い、その結果施策の達成に貢献しているかを検証していくことで計画の成果を見ていきたい。

主な事業としては、【第三次東大和市男女共同参画推進計画策定に伴う各課調査結果一覧】にある各課から回答のあった事業を推進していく。各課の事業がきちんと行われたか、どのよ

うな形で行われたか、施策に貢献しているかを、審議会で毎年検証し評価していただきたい。計画に具体的なものをあまり記載してしまうと、記載通りに実施しなくてはならず、その他のことを行うことへの支障となってしまう。これは、第二次計画で失敗したことである。計画に記載する主な事業は抽象的ではあるが、具体的な事業は年次報告により報告・検証し、施策への貢献を評価していきたい。

委員：これからの5年間の活動を柔軟に行うために、あえてファジーに記載したということか。計画を、一次、二次、三次という長いスパンで見た時に、どのように発展していき、さらに四次も考えた時将来的にはどうなり、三次はどのようになるのかと思ってお聞きした。

委員：二次と三次では表の形式が違うが、変えた利点は何か。

事務局：形式は他市町村の計画を参考にしたが、第二次計画では実施する予定の事業を記載しているため、実施したかどうかの評価の基準になっていた。しかし、その事業が男女共同参画の実現にどれだけ寄与したかという視点で、今回の計画は建付けをつくっている。目標や課題を達成するにあたり、施策にどれだけ取り組み、施策に貢献するためにどのような事業が行われたかという視点で取り組むことを前提としている。具体的な事業は今後もさらに出てくる可能性があるが、柔軟に計画の実施には取り入れていきたい。このような計画の建付けの結果としてこのレイアウトになった。

委員：そのようなことは基本的な事なので、最初に説明して欲しかった。

委員：最終的に市民に配布するわけではない計画に、「市民に期待すること」として「～しましょう」という語尾を使用することに違和感を持った。また、市民の目に触れ理解してもらいたいのであれば、具体的に「どこどこに相談しましょう」と記載したほうがわかりやすい。

会長：文言については、持ち帰り検討するというだけでよいですか。

委員：「市民に期待すること」の記載は初めてであるため、羅列してあるだけで表現がまだ揉まれていない。もう少し表現方法を検討してはどうか。

会長：その件についても、持ち帰り検討していただきたい。

委員：我々が評価すべき施策と「市民に期待すること」との関連性がわからない。施策を実施することにより、市民にこのような意識を持ってもらいたいということか。

事務局：市としては施策の実現にあたり様々な事業を展開していくが、それに対し市民の側からも応えて欲しいという内容を記載している。例えば、サービスを提供することに対し、そのサービスについての情報を収集して欲しいとか、積極的に利用して欲しいといった内容である。

委員：例えば、「市民に期待すること」として「妊娠・出産・育児の不安と喜びを互いに分かち合う意識を持ちましょう。」とあるが、そのような意識が持てるような事業を行っていくので市民の側もそれに応えて意識を持って欲しいということか。

事務局：施策と「市民に期待すること」との関連性としては、施策を実現することで市民がこのような状態になって欲しいという内容を記載している。

委員：市の側で提供する、主な事業の中で、このような意識を持ってもらう事が可能である。という意味ですか。意識を持てるような事業をする、市民の方も意識を持って下さい。という事ですか。

事務局：施策を実現する事で市民がこういう状態になって欲しい。そのような内容をお伝えしている。

委員：第1章の現在空白となっている辺りに、施策と「市民に期待すること」との関係性が語られるのか。「市民に期待すること」は先生が生徒に諭すような上から目線を感じてしまうため、第1章において、皆の協力で高めていくのだという説明がないと、市は何をしてくれるのかと思われてしまう。関係性をどこに記載するのか確認したい。

事務局：持ちかえり、検討します。

会長：続きまして、目標2「互いの人権を尊重できる環境づくり」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局：54ページをお開きください。

目標2「互いの人権を尊重できる環境づくり」につきましては、第二次推進計画（改訂版）の「配偶者からの暴力の防止」の内容を継承したものとなっております。

57ページをお開きください。新たな取組である課題2「配慮が必要な人への支援」の中の施策の方向性②「LGBT等（性的少数者）への理解促進」につきましては、主な事業として「（市職員向けの）職員研修を活用した意識啓発」「（市民向けの）LGBT等（性的少数者）に対する理解促進」の2事業を設定しております。

58ページをお開きください。課題3「生涯を通じた互いの性の尊重と健康支援」における施策の方向性①「生涯を通じた男女の健康支援」につきましては、性に対する正しい知識の普及とリプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく心身の健康づくりの推進、ライフステージに応じた健康支援・室病予防について記載されております。

目標2についての事務局からの説明は以上です。

会長：それでは、目標2について、ページでは54ページから58ページまでで御意見がございましたらお願いします。

委員：54ページに「配偶者等からの暴力」と「DV」と2種類の言葉が使用されているが、統一しなくてもいいのか。

事務局：今回は間に合わなかったが、「DV」等の説明が必要な用語が出てきた際には、直近の各ページに用語解説を入れる予定である。

会長：今までの施策の説明に対しても注意書きが書き込まれているため、今後も注釈を追加していくということである。

委員：54ページの「市民に期待すること」として、本人が関係機関に連絡・相談するという内容が抜けているのではないか。

委員：54ページの「取組の方向性」に「DVは、家庭や職場など、～で行われることが多く」とあるが、DVが職場で発生するとはどういう場合を想定しているのか。夫婦が同じ職場で働いているということか。

事務局：問題を整理して修正したいと思います。

委員：配偶者間のDVだけではなく、親子間の虐待などもあるため、広い意味で人権を尊重するような表現にして欲しい。54ページの「施策の取組」には「デートDV等、若い世代」と対象を限定した表現になっている。若い世代が将来子どもや年老いた親に対し基本的人権を尊重する心を育てるという意味ではいいと思うが、対象が配偶者だけではないということ盛り込んでいただきたい。

事務局：本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の実施計画という位置付けであるため、DVを強調した形になっている。「配偶者等」の中には交際相手も含まれるため54ページのような表現になった。高齢者や子どもおよび障害者に対する虐待は、市の別の計画に位置付けられており、虐待に対しては各部署が連携し対応している。

委員：56ページの「配慮が必要な人への支援」で「市民に期待すること」として、「困難を抱えて暮らしている人がいることを理解しましょう」とあるがそれでいいのだろうか。助け合うとか、暖かくコミュニケーションを図るとかといったことが大事ではないか。その辺が欠落していると思う。

事務局：持ち帰り調整したいと思います。

委員：56ページの「配慮が必要な人」という言葉は、「取組の方向性」の説明にある「生活上の困難に直面している人」のほうがわかりやすい。国の計画と合わせた言葉を用いなければならないのか。

事務局：「配慮が必要な人」には、56ページの「生活上の困難に直面している人」の他にも57ページの「LGBT等（性的少数者）」もあり、それぞれに配慮しなければならないということで大きく括り課題として取り上げた。

委員：56ページの「取組の方向性」の1文目に「女性は出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています」とあり、事実としてそういった傾向はあるかもしれないが、最初に持ってくる文ではないのではないのか。次の文を先に持ってきたほうがいいと思う。

また、58ページの「取組の方向性」に「女性が自らの身体と健康に関する正しい知識を持ち」とあるが、女性はもちろん男性も知識を持つべきであるため検討していただきたい。

事務局：持ち帰り調整したいと思います。

会長：皆さん、ご意見ありがとうございました。

続きまして、目標3「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局：59ページをお開きください。

目標3課題1の施策の方向性①男女平等の意識づくりでは、これまで男女共同参画川柳の募集など個別の事業に取り組むこととしていたものを広報・啓発活動に一元化し、計画期間中に様々な広報・啓発活動に取り組むことができるようにしました。

62ページをお開きください。課題3「計画の推進体制・進捗管理」の施策の方向性①「庁内における男女共同参画の推進」でございますが、施策の3番目「審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進」における「施策の取組」内に、今回お示しできませんでしたが、男女比率の新たな目標数値を追記したいと考えております。

63ページをお開きください。

現時点において、男女共同参画事業の推進拠点に関しては、今回の素案に記載がありませんが、取り組まないということではなく、施策の方向性②「計画の推進・進捗管理」内の3番目の施策「調査研究及び情報収集」の中で「男女共同参画事業を推進するための拠点のあるべき姿について」に関する調査・研究を進めていくこととし、今後計画に記載を加えたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

会長：事務局からの説明が終わりました。

それでは、目標3について、ページでは59ページから63ページまでで御意見がございましたらお願いします。

委員：拠点整備について「拠点のあり方」という説明があったが、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」の16条では「拠点施設の整備」と明記されている。「あり方」という表現では、原点に戻って後退したような感じであるが条例との整合性は取れるのか。

事務局：会議の冒頭で、条例の改正点として、今後2割の公共施設を廃止していこうとする中で整備していく拠点をハード面とするか機能面とするかという説明が部長からあった。そういった意味で、どのような拠点のあり方がいいのか、どのような機能を持つべきなのかを今後は議論していくべきである。前向きに整備をするためにあるべき姿を話し合っていきたいということでの方向付けである。条例との整合性ということでは、条例の改正に伴い計画の修正の可能性もあるが、

条例に沿った皆様の共通認識で記載していかなければならないため、箱物ではなく機能をどのように持つかということを経験していくように項目立てしていきたい。

会長：機能が無ければ箱物があっても仕方ない。機能の充実を図り、既存の施設を利用し、できるだけ拠点の整備を進めていきたい。

委員：今回の計画は、個々の具体的な事業をまとめ抽象的な表現で記載したということであるが、59ページの「主な事業」で「男女共同参画関連講座への支援」は具体的であり、その上の「広報・啓発活動の充実」に含まれるのではないか。

事務局：持ち帰り調整したいと思います。

委員：予算の関係で新しい箱物ができないのであれば既存の施設でもいいので、男女共同参画に関する講座や学習会、交流や相談等の機能を持つ拠点地を持つことが望ましい。他市町村では男女共同参画センター等を持つ所もあるが、同様の機能を持ち男女ともに活用している。機能については今までの答申で十分に語り合ってきたと思う。

委員：武蔵村山市に見学に行った際、立派な組織ができていて理由を尋ねたら、当時の市長の熱い思いがきっかけであったことがわかった。本計画にも、行政が向かおうとするビジョンやポリシーがもっと感じられてもいいのではないかと。血の通った行政とよく言われ、互助という言葉のように暖かく皆で向き合っていくといった気持ちをもう少し表して欲しい。行政もこのような精神でやっていくので、市民も連携しバックアップをお願いするといった考えが覗いてもいいと思う。

会長：そのような思いが計画ににじみ出るように是非検討をお願いします。

委員：小中学校で男女を分けて扱うのは世界中で日本だけらしい。東大和市では男女混合のアイウエオ順の名簿を作成しようといった具体的な取組を1つ盛り込めないだろうか。

また、拠点は長い目で見ればあった方がいいと思われるが、今すぐに建物を用意するのは難しい。簡単にできることとして、ネット上や市報等で「男女共同参画室」といったバーチャルな部屋をつくり、少しでも情報を発信することはできないだろうか。

委員：60ページの「取組の方向性」に「不平等感」とあるが、「不平等観」ではないか。

事務局：持ち帰り検討したいと思います。

委員：学校の名簿に関しては、現在は男女混合名簿となっている。ただ、運動会の徒競走では体力差を考慮し男女で分けており、学年によっては先に女子を走らせたり男子を走らせたりして気をつけている。

また、61ページの「教育の場における男女共同参画の推進」では、学校教育ということであるためおそらく小中学生が対象となっていると思われるが、高校生に対しても何かできないだろうか。例えば、拠点の整備ができないのであれば高校生のアイデアで企画し予算を回すとか、ネット上で何かを作成する等、せつかく市内に存在する東大和高校とも連携を図ってはどうか。

会長：その件も持ち帰り検討していただくということである。全体を通して何かご意見はないか。それでは、新計画策定に向けた今後の予定について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、新計画策定に向けた今後の予定について説明いたします。本日の御審議の内容を、市の策定部会に報告するとともに必要に応じて、関係各課と調整を進めてまいります。次回10月開催予定の審議会において、修正した計画素案について御審議いただき、11月開催予定の審議会までに計画案としてまとめさせていただく予定です。事務局からの説明は以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは、ジャパン総研は、ここまでの出席となります。議事進行の都合上、5分程度休憩いたします。20時30分から引き続き、次の議題に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(2) 第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度年次報告書答申（案）について

会長：それでは、会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：答申（案）の審議に移る前に、私から年次報告書について説明いたします。事前配布資料の第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度推進状況のまとめ【修正版】をご覧ください。表紙にも記載しましたが、修正箇所については、ゴシック体及び下線で修正させていただきましたのでご報告のみとさせていただきます。

つづきまして、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度年次報告書について（答申）案をご覧ください。前回までに皆様からいただいた意見を基に年次報告書の答申原案をまとめました。2枚目の「はじめに」をお開きください。今回の答申は平成31年度の実績及び評価を検証するとともに過去9年間の総括を行った旨の内容が記載されております。次のページにお進みください。

答申案につきましては、前回までに審議された第二次推進計画の総括の内容を4つの目標ごとにまとめ、審議会の中で特に御意見があった内容を6つにまとめ、それを各目標の総括に加える形でまとめております。

事務局からの説明は以上です。

会長：事務局からの説明が終わりました。

「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度年次報告書について（答申）（案）」について、ご意見をお願いします。

委員：目標1あらゆる分野への男女共同参画 意見1女性のいない審議会等ではなく、女性委員ではないですか。

委員：目標1あらゆる分野への男女共同参画 意見1女性のいない審議会は、いくつあって全体の何%と数字を入れた方がメリハリがつく。

目標4男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実 意見5地域振興課における消費・共同参画係を、消費係と男女共同参画係に分けることができないのかを男女共同参画の推進事業は組織視点で男女共同参画の推進を進めるために分けた欲しいと強調して欲しい。

委員：目標1あらゆる分野への男女共同参画 女性防災リーダー候補の育成ですが、候補はいりませんか。女性のいない審議会等の減少に向けては削減でいいのではないですか。

目標2互いの人権の尊重 意見2警察や国・東京都、弁護士や民間団体などのに公共機関を入れてもいいのではないですか。警察が一番前にくるのは、並び順も考えた方がいいのでは。

委員：実際の連携をとる順番ですがね。国は全くとらない。DVだと警察やDVセンター、配偶者暴力支援センターが主に接するところだと思います。国は連携しないと思います。

委員：東京都の後に市のセンターとか入ってくると、よりいいと感じます。

委員：目標2互いの人権の尊重 配偶者からの暴力の防止については、DV防止に向けた意識啓発から適切な支援で暴力の防止とDV防止は同じことを言っているの、どちらかを削除した方がいい。

委員：目標2互いの人権の尊重 プロダクティブ・ヘルツ/ライツの概念性がいきなりきてしまうのですが、大切な事なので、性と生殖に関する権利の尊重と健康維持のためにプロダクティブ・ヘルツ/ライツが重要だと伝えなければ。重要性を強調する文章にする。

委員：全体的に少し見やすさに工夫をしていただけると、より思いが伝わると思います。

委員：目標4男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実 場所や施設について検討するこ

とが難しいは載せなくてもいいのではないですか。

会長：目標 1 あらゆる分野への男女共同参画 5 行目にワーク・ライフ・バランスの積極的かつ長期的、具体的な取組が求められます。で目標 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のところでは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）となっている。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に変えた方がいい。積極的かつ長期的、具体的な取組の順番を積極的、具体的かつ長期的としたらいい。

目標 2 互いの人権の尊重 意見 3 の男女共同参画フェスタでは男女共同参画を普及するにふさわしい内容の映画を上映しているので、参加者を増やすべくのところ、のを上映していることから、がいい。

目標 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 啓発を行ってきたが、より効果的な啓発を行ってきたが、は市の方の言葉になるので、審議会としては啓発を行っていますが、より効果的な啓発方法をの表現がいい。

会長：他にないかありませんか。今まで貴重なご意見をたくさんいただきました。事務局と調整し、より良い文章になおし、答申案として議会に提出することになっています。

2 連絡事項

(1) 次回審議会の開催予定について

日時：令和 2 年 10 月 15 日（木）午後 7 時から

場所：市役所 会議棟 第 1 会議室

内容：第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成 31 年度年次報告書答申案について

第三次東大和市男女共同参画推進計画について

川柳選考委員の選出について

3 その他

会長：以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。第 10 回第八次東大和市男女共同参画推進審議会終了いたしました。どうも、お疲れ様でした。

以上